

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
取得価額	取得年月日	6	平・	平・	平・	平・	平・
	事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・	平・	平・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)-(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額(10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額(15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額(25の計)	20	
	税額控除限度額 $(11) - (12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額(19)と(20)のうち少ない金額	21	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14			法人税額超過構成額(別表六(二十三)「16の②」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額(21)-(22)	23	
	当期税額控除可能額(13)と(15)のうち少ない金額	16			法人税額の特別控除額(18)+(23)	24	
	法人税額超過構成額(別表六(二十三)「17の②」)	17					
	当期分の特別控除額(16)-(17)	18					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額(25)-(26)
	25	26	27
平・			
平・	円	円	
平・		外	外 円
平・		外	外
平・		外	外
平・		外	外
平・		外	外
平・		外	外
平・		外	外
平・		外	外
計		(21)	
当期分	(13)	(16)	外
合計			

機械設備等の概要

## 別表六（十四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の9第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成24年改正前の措置法（以下「平成24年旧措置法」といいます。）第42条の9第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 工業用機械等を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 平成24年旧措置法第42条の9第1項の規定の適用を受ける場合には、「1」の欄の上段に「(旧法)」と記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

4 「差引改定取得価額10」は、その資産が措置法第

42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる減価償却資産で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、 $(20\text{億円} \times \frac{(8)-(9)}{(8)-(9)\text{の合計額}})$ 相当額を記載します。

5 「当期控除可能額等26」の各欄の外書には、措置法令第27条の9第11項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合において、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。

6 「翌期繰越額27」の各欄の外書には、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第23条第2項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

7 「機械設備等の概要」には、機械設備等が、工業用機械等に該当することの詳細を記載します。